

「戦争をする国にしないために」

I 新テロ特措法(案)の問題点

1. テロ特措法(現行法&新法案)の主要条文の比較的検討 1

- 正式名称から分かること ○目的(第1条) ○基本原則(第2条) ○定義等(第3条)
- 対国会条項

2. 法律の問題点(詳解)

(1) 際法上の問題:「国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動」 4

- 「国際連合憲章の目的達成のための…活動」と言えるか
- 「国際の平和及び安全に対する脅威と認められたこと」(現行法)だけで諸外国の活動は正当と言えるか
- 日本政府のアメリカ弁護の問題点

①「自衛権行使として認められる武力行使」と言いうるか

②「自衛権行使による武力行使が国連憲章の目的達成に寄与」という主張が成り立つか

- 政府のアメリカ弁護にかかる重大な国際法上の問題

(2) 憲法違反の問題:日本の行動の法的性格(政府の立場・説明の批判的検討) 5

- 現行法第1条で引用されている決議は、いずれも非軍事的措置なのに……

- 「国際協議」を理由にする自衛隊派遣は正当化され得ない

* 政府答弁「国際協調の観点からの支援、協力……」

* 「国際協調」を口実にすることの問題点

①「国際協調」なる国際法上の概念は存在しない

② 政府側答弁では、「国際協調」とは「個別的または集団的自衛権の行使」とは別の法的概念であることになる:しかし…

③ 政府答弁では、「国際協調」とは武力行使を含まないことになる:しかし…

④ したがって、 正当化する理由は成り立たない

- 「集団的自衛権の行使には当たらない」か?

* 私たちが明確に認識しておくべき事柄

① 日本が、武力行使はしない、非戦闘地域での活動に限ると言い張っても、…

② 自衛権行使を主張し得ないアメリカの武力行使に対するほかの国々の参加…

③ 以上のポイントは、.....

(3) 国会承認から国会報告へ 7

(4) 適用される地理的範囲の曖昧さ 7

(5) 給油の目的外使用 8

- 9月24日付及び28日付しんぶん赤旗が指摘した問題

- 海自の給油活動の実績

- 米国防総省声明…<日本が補給した燃料の追跡について>

- 自縛自縛の新法案

3. 福田政権と民主党の対応

(1) 福田政権の対応

- 国際的評価を宣伝することによる世論操作：「国際世論」に弱い国民心理を利用する狙い
- 世論調査の結果次第では衆議院での強行再採決？
- 「大連立」茶番劇を受けた新法案の今後

(2) 民主党の対応

- 特措法延長反対の理由づけ
- 「安保理決議の裏付けがあれば」？：国際治安部隊(ISAF)に対する「協力」の可能性
- 小沢論文に関する評価

II 戦争をする国にしないために**1. テロリズムと国際的取り組みのあり方：戦争と平和という視点から****(1) 問われるべき問題****(2) テロリズムの本質**

- 「テロリズム」概念の曖昧さ
 - * 国際政治におけるテロリズムをめぐる現実
 - * 受けいれられるべき定義
- 犯罪としての「テロリズム」
- ブッシュ政権の「戦争」としての扱い方をどう見るか？

(3) 取り組みのあり方

- アメリカの1国主義の危険性を見極めること
- 国際的課題
- 日本の役割：テロを生み出す土壌を根絶する取り組み

2. 国際社会のあり方と日本国憲法に基づく外交の基軸**(1) 国際社会のあり方を考える基本的視点**

- (イ) 国際関係を規律する原則として人権・民主主義を中心に据えるのか据えないのか
- 人類の普遍的価値として確立した人権・民主主義
 - 国際民主主義の2つの含意
 - 人権・民主主義の国際的普遍化の課題と国家との関係
 - 国際民主主義と新自由主義との関係

(ロ) いかなる平和観に基づく国際秩序を展望するのか

- 「力による」平和観に固執するのか、それとも……
- 国際憲章と日本国憲法(第9条)との関係をどう位置づけるか

(2) 日本国憲法の先駆性・今日的説得力

15

3. 私たちは何をすべきか**(1) 現実味を増す改憲の危機：求められる冷静な対応**

15

(2) 私たちは何をすべきか

16

- 主要課題
- 改憲阻止の訴えのポイント
- 改憲反対の政党の結束を働きかける必要

浅井基文

<http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/>

I 新テロ特措法(案)の問題点

1. テロ特措法(現行法&新法案)の主要条文の比較的検討

○正式名称から分かること

(参照)

(現行法)「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」

(新法案)「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」

*後述するように、もともとこじつけで強弁にすぎない「国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動」という文言が消えたこと：ただし、今後の国会論戦で追及されたときに、非を認めることではない(新法案第1条の本文では「国際連合憲章の目的の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)の活動」という表現を残している)

*2001年以来の実際の活動に即して「補給支援活動」1本にしぶったこと：後述するように、現行法下での給油の目的外使用が明らかのことから、それだけを内容とする新法案の説得力をますます維持しにくくするという矛盾を抱えている

○目的(第1条)

(参照)

(現行法)「この法律は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)が国際連合安全保障理事会決議第千三百六十八号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、あわせて、同理事会決議第千二百六十七号、第千二百六十九号、第千三百三十三号その他の同理事会決議が、国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを求めていことにかんがみ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、次に掲げる事項を定め、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

一 テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)の活動に対して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項

二 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合、国際連合の総会によって設立された機関若しくは国際連合の専門機関若しくは国際移住機関(以下「国際連合等」という。)が行う要請に基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項

(新法案)「この法律は、我が国がテロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)に対し平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成13年法律第113号)に基づいて実施した海上自衛隊による給油その他の協力支援活動が国際的

なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に貢献し、国際連合安全保障理事会決議第1776号においてその貢献に対する評価が表明されたことを踏まえ、あわせて、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によってもたらされている脅威(以下「テロ攻撃による脅威」という。)がいまだ除去されていない現状において、同理事会決議1368号、1373号その他の同理事会決議が国際連合のすべての加盟国に対し国際的なテロリズムの行為の防止等のために適切な措置をとることを求めていることを受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組を継続し、その一環として、諸外国の軍隊等がテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行っていること、及び同理事会決議第1776号において当該活動の継続的な実施の必要性が強調されていることにかんがみ、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施することにより、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。」

*現行法と新法案の最大の違いは、現行法において、後述するように、およそ日本の「寄与」を行うことの正当化の根拠となり得ない安保理諸決議の引用しているのを新法では断念し、これまでの日本の活動に対する国際的評価及び別の安保理決議をもちだして、支援活動を正当化しようとしていること

*現行法と新法案との間の大きな違いは、現行法では「テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織(以下「諸外国の軍隊等」という。)の活動に対して我が国が実施する措置」と漠然としているのに対し、新法案では「テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施」(しかも、後述するように、「テロ対策海上阻止活動」及び「補給支援活動」には、第3条において明確な定義をおいている)と限定していること:現行法以上に新法案では目的外使用の余地を排除するという、政府の立場からすると自縛自縛的な内容になっている

○基本原則(第2条)

(参照)

「政府は、この法律に基づく協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置(以下「対応措置」という。)(新法案:「補給支援活動」)を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置(新法案:「補給支援活動」)の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 対応措置(新法案:「補給支援活動」)については、我が国領域及び現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 (現行法)公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第6条第5項において同じ。)及びその上空

(新法案)公海(インド洋(ペルシャ湾を含む。以下同じ。)及び我が国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限り、海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第5条第5項において同じ。)及びその上空

二 (現行法)外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)

(新法案)外国(インド洋またはその沿岸に所在する国及び我が国の領域とこれらの国との間の航行

に際して寄港する地が所在する国に限る。以下同じ。)の領域(当該補給支援活動が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)]

*活動の一本化に伴う規定ぶりの変化と活動地域の一定の限定:ただし、ペルシャ湾を明示したことがいかなる意味を持つかについては要検討

*法律が憲法違反ではないと言い抜けるための工夫として現行法で設けられた第2項及び第3項はそのまま:「武力行使をしない」「戦闘地域では活動しない」

○定義等(第3条)

(参照)

(現行法)「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 協力支援活動 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の措置であって、我が国が実施するものをいう。(以下省略)」

(新法案)「この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 テロ対策海上阻止活動 諸外国の軍隊等が行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。

二 補給支援活動 テロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供(艦船若しくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料湯の給油または給水を内容とするものに限る。)に係る活動をいう。」

*目的外使用の現実があることは、後述するピース・デポが明らかにした資料や、米国防総省の10月18日付声明からも明らかになっている以上、この定義条項は国会論戦で大きな論点になることが予想される

*現行法の下でのテロ対策海上阻止活動の実績はきわめて貧弱であり、そのために200億円に及ぶ給油が国民の税金で行われていることについては、当然批判の対象にならねばならない

○対国会条項

(参照)

(現行法第5条)「内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日(防衛大臣が次条第二項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりこれらの対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。)から二十日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

2 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならない。(自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施)」

(新法案第7条)「内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 実施計画の決定または変更があったときは、その内容

二 補給支援活動が終了したときは、その結果」

*政府は、ただでさえ問題のある自衛隊の活動に関して、現行法では国会承認を義務づける規定をおいていたが、新法案では報告すればいいことにしている

2. 法律の問題点(詳解)

(1) 國際法上の問題:「國際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動」

— 「國際連合憲章の目的達成のための…活動」と言えるか

(参考) 憲章第1条

「國際連合の目的は、次のとおりである。

1 國際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること…」

(参考) 政府側強弁

「先般のテロ攻撃は、国連安保理決議において、國際の平和と安全に対する脅威と認められております。このテロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努める今般の米国等による行動は、國際の平和及び安全を維持することなどの國連憲章の目的達成に寄与する性格を有しております。」(平成13年10月12日 衆・テロ特措法特別委員会 福田官房長官)

*後述するように、アメリカなどの「自衛権行使」は、自衛権の本質上、「國際の平和及び安全を維持すること」を目的として行われるものではない以上、「寄与する」という苦しい答弁にならざるを得ない

— 「國際の平和及び安全に対する脅威と認められたこと」(現行法)だけで諸外国の活動は正当と言えるか

*安保理決議1368では、「テロリストの行動に基づく國際の平和及び安全に対する脅威にあらゆる手段で闘うことを決意」することを前文で述べているのみ

*これに対して、集団的措置をとる際の安保理決議の確立した構成は、①「(国際の)平和及び安全に対する脅威を構成することを決定」し、②「憲章第7章のもとで行動」することを明記することとなっている(逆にいえば、この二つの要件を欠く決議は、集団的措置をとる根拠とならない)

*テロ特措法の上記記述は、決議内容を正確に反映していない点で問題があるだけでなく、集団的措置をとる安保理決議そのものを欠いていることをごまかすことに狙いがある(つまり、あたかも集団的措置をとることを認めているかの如き印象を与えようとしている)

*新法案ではこのくだり・文言が消えている! : 政府は、この点を追求される場合には、新法が現行法を引き継ぐものであるとすることにより、その認識は変わっていないと強弁するだろうが、できれば強弁させられるような事態にならないことを望んでいることは間違いない

— 日本国政府のアメリカ弁護の問題点

①「自衛権行使として認められる武力行使」と言いうるか

「今回の同時多発テロ、これに関し採択された安保理決議一三六八及び決議一三七三、これは國連憲章第五十一条で規定されています自衛権が各国固有の権利であるということについて改めて言及しております。

そういう意味で、これらの決議は、今般の同時多発テロに対応して米国が個別または集団的自衛権行使し得ることを確認したものであるということでもって、國際法上の根拠は十分にある、こういうことです。」(平成13年10月05日、衆・予 福田官房長官)

<政府答弁の問題>

山口(富)委員 その二つの安保理決議が、加盟国が自衛権を持つと言ったのは、それ当たり前のことを書いただけなんです。今度の事件でそれを行使し得るとか、テロ事件で武力行使を求めたというようなものじゃ全くありません。

大事な点は、自衛権の発動については安保理が必要な措置をとるまで、こう定めているというところなんです。…これは、こういう点を厳格に定めましたのは、この國連憲章が、紛

争の解決に当たっては国連第一、国連中心で当たるべきだ、そういう考え方を持っておりま
すからこういう規定が生まれたわけですね。

既に安全保障理事会は、決議一三六八、これは先ほどお読みいたしましたけれども、テロ
事件のあった翌日採択された中で、テロリストに対する対応の問題、決議を上げております。
それから一三七三決議、九月二十八日、こういう決議の中で必要な措置をとり始めておりま
す。この点からいっても、アメリカの武力行使に国際法上の根拠を与えることはできない、
こういうふうに考えるのです。

②「自衛権行使による武力行使が国連憲章の目的達成に寄与」という主張が成り 立つか

「今回の米国また英国、このとった行動というのは、国連憲章第五十一条に基づきます個別
的及び集団的自衛権の行使、こういうことで安保理に報告をされております。

これは、一般国際法上は、自衛権というのは、…国家または国民に対する外部からの急迫
不正の侵害に対し、これを排除するのにほかに適當な手段がない場合に、当該国家が必要最
小限の実力を行使する権利である、こういうことになっております。

我が国としましては、米国から得た情報その他各種情報をもとに、今回の同時多発テロに
対して米軍、英軍がとった軍事行動が自衛権の行使に当たると判断しております。いずれに
しても、米国は、国際法上違法な武力の行使を行わない、こういう義務を遵守しなければな
りませんから、米軍等の軍事行動が必要最小限度の実力の行使を超えるものではない、この
ように理解しております。

また、…目的を逸脱するようなことがないかどうかといったような趣旨のことにつきまし
ては、これは、米国が九月十一日のテロ攻撃によってもたらされている魯威の除去に努める
ということによりまして国連憲章の目的達成に寄与するという、この目的から逸脱した行動
を行うということは我々としては想定はいたしておりません。」(平成13年10月12日衆・
テロ特措法特別委員会 福田官房長官)

一政府のアメリカ弁護にかかる重大な国際法上の問題

①アメリカの武力行使が明確に自衛権行使であると言えるか：安保理決議1368の 読み方

*決議前文は、「検証に基づく個別的または集団的な自衛の固有の権利を認め」
と述べているにすぎない(上記山口質問はその点を突いたもの)

②自衛権行使として行われるとするアメリカの活動が、「国連憲章の目的達成のため の活動」として正当化されるか否かについて、安保理において十分な議論が 行われもしていないこと(安保理の機能不全の問題)

③アメリカ以外の諸国の軍事行動は「集団的自衛権の行使」とされているが、ア メリカの軍事行動そのものが自衛権行使として正当化されるかどうかに根本的 な疑問があることを考えれば、アメリカ以外の国々の軍事行動を「集団的自衛 権の行使」とすることにも根本的な問題があるはずだが、この点についてもまと もな認識が進んでいない

(2) 憲法違反の問題：日本の行動の法的性格(政府の立場・説明の批判的検討)

-現行法第1条で引用されている決議1267(「憲章第7章のもとで行動」との文言あり)、決議1269(憲章第7章への言及なし)、決議1333(「憲章第7章のもとで行動」との文言あり)は、「国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを求めている」が、それらの措置はいずれも非軍事的措置であり、「アメリカ合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織…の活動」という軍事活動を含まない

⇒新法案ではこれらの決議への言及がない！

⇒新法案では、決議 1368 号及び 1373 号を引用している

*現行法の非を間接的に認め、日本が行動をとる根拠を安保理の別の決議にすり替えている(換言すれば、現行法の根拠がなかったことを認めているに等しい)。しかし、新法案が引用する両決議にしても、その内容は加盟国の行動を「求める」にとどまり、何ら日本を法的に縛るきつい内容ではない。

(参考)

安保理決議 1368 号第 4 項

「国際社会が協力強化並びに関連する国際条約及び安保理決議(特に 1999 年 10 月 19 日の決議 1269 号)の完全実施を含め、テロリストの活動を防止し及び抑止する努力を倍加することを求める」

安保理決議 1373 号 3(e)

「すべての国家に対し、協力を強め、関連する国際条約及び安保理決議 1269 号及び 1368 号を全面的に実施することを求める」

ー 「国際協調」を理由にする自衛隊派遣は正当化され得ない

*政府答弁

「日本は、武力行使をしないと言っているんですよ。国際協調の観点から、テロ行為を根絶するために、防止するために、できるだけの支援、協力をしましょう。個別自衛権とか集団自衛権の問題でこの新法を今考えているわけじゃない」(平成 13 年 10 月 04 日 衆・予 小泉首相)

* 「国際協調」を口実にすることの問題点

① 「国際協調」なる国際法上の概念は存在しない

② 政府側答弁では、「国際協調」とは「個別的または集団的自衛権の行使」とは別の法的概念であることになる:しかし、自民党新憲法草案では、「国際協調」としての自衛隊の武力行使を想定しているが、そこでは「個別的または集団的自衛権の行使」としての「国際協調」があり得ることは否定されていない
⇒「国際協調」は、自衛権行使のみならず、アメリカが行う国際法に根拠を求める得ない(つまり国際法違反の)武力行使にも協力することを正当化するための概念

③ 政府答弁では、「国際協調」とは武力行使を含まないことになる:しかし、自民党新憲法草案では、明確に「国際協調」として武力行使をすることを考えている

⇒「国際協調」は、武力行使を排除しない概念

④ したがって、政府が「国際協調」をもって自衛隊の海外派遣を正当化する理由は成り立たない

ー 「集団的自衛権の行使には当たらない」か?

「今お示しになったNATOの集団的自衛権ですか、行使の中身、これは項目は同じようなものございますけれども、中身はもう根本的に違うんですよ。

それは、…武力の行使を伴うか伴わないか、このことが決定的に違うわけですね。NATOの方は伴うわけでございます。私どもの方のこの法案につきましては、武力の行使に当たらない活動、これが大原則であるわけです。その活動の地域も、我が国の領域及び現に戦闘行為が行われておらずかつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限られているという、そのことがNATOと決定的に違うんだということで御理解をいただきたい。」(平成 13 年 10 月 10 日 参・予 福田官房長官)

「明確に違う点があるんですよ。NATOは、戦場であろうが、武力行使を辞さないと言っているんです。しかし、武力行使を伴うか戦闘行為に参加するかというのはNATO諸国によつても違います。

日本は、今入れられた八項目の中に協力支援活動が、似たようなのがあるかもしれません。しかし、武力行使はしないんです。戦闘には出ないんです。戦闘行為には参加しないんです。明らかに違うんです。」(平成13年10月10日 参・予 小泉首相)

＜政府答弁の問題＞

「筆坂秀世君 要するに、NATOが条約第五条に基づいて集団的自衛権の行使ということを決定した八項目というのはいわゆる兵たんなんです。皆さんにおっしゃる後方支援というふうに呼ばれるものなんです。」

*私たちが明確に認識しておくべき事柄

- ①日本が、武力行使はしない、非戦闘地域での活動に限ると言い張っても、日本の自衛隊が行なうことは、兵站活動として、国際法上武力行使の一環を構成することが確立しているということ：筆坂発言にも問題がある（ここで問うべきは、集団的自衛権に該当するか否かの問題ではない）
- ②すでに指摘したように、自衛権行使を主張し得ないアメリカの武力行使に対するほかの国々の参加・支援は、集団的自衛権の行使として正当化され得ない
- ③以上のポイントは、現行法のみならず、新法案についてもそのまま当てはまる

(3) 国会承認から国会報告へ

- ともと憲法違反、国際法違反な法律である以上、その法律に基づいて自衛隊が海外で活動することは決して認められない
- そのことを確認したうえで、新法案が自衛隊の活動に対する国会承認の要件を外したこととは、前例のない暴挙であり、決してそのような内容を認めることはあってはならない

(4) 適用される地理的範囲の曖昧さ

- 新法案は、現行法上の法的問題点をそのまま受け継いでいる
- 現行法で争点になった地理的限定の有無：新法案では地理的に限定する工夫あり（参考）現行法の国会審議における政府答弁

「例えば一つの措置といたしまして、「テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外国の軍隊その他これに類する組織の活動に対して我が国が実施する措置」でございますから、そういう措置が基本的に、法的にはこの部分につきましては必ずしもすべての、特定の地域に限定されているというわけではございません。」（平成13年10月05日、衆・予 津野法制局長官）

「無限定といえば無限定ですよ、どこで戦闘が行われているかわからないんだから。…限定しているといえば、戦闘行為が行われるところには行かないんだから、限定しているでしょう。」（平成13年10月05日、衆・予 小泉首相）

「輸送等はすべて後方地域、いわゆるその活動の期間を通じて戦闘が行われない、あるいは現に戦闘が行われない、そういう地域において活動するわけでございますので、そこまでの輸送は考えておるということでございます。」（平成13年10月05日、衆・予 津野法制局長官）

- 「戦闘地域」：新法案は現行法の立場を踏襲

（参考）現行法の国会審議における政府答弁

「自衛隊の活動というのは武力の行使に該当しないことが重要であります。同時に、もし、同意を得た自衛隊が派遣されて日本以外の地域で活動する場合、その外国の領域や公海及びその上空で実施する場合には、現に戦闘行為が行われていない、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないであろう、そういうことが認められる地域に限定しているということを考えております。」（平成13年10月04日、衆・予 小泉首相）

－「戦闘地域」「非戦闘地域」概念のいい加減性：給油活動を受けている最中に、米韓戦などは戦闘行為を行うはずはないのだから、要するに、自衛隊の給油艦が給油活動をしている間は、そこは非戦闘地域だし、給油活動が終われば、米韓戦は直ちにその場で戦闘行為にはいることができるようになり、非戦闘地域は直ちに戦闘地域になる

(5) 給油の目的外使用

－9月24日付及び28日付しんぶん赤旗が指摘した問題

*米海軍HPなどによれば、海自が給油する米艦船の任務として、アフガンのテロ勢力の海上移動を防ぐ「海上阻止行動」、対テロ戦争としての「不朽の自由作戦」及びイラク戦争である「イラクの自由作戦」を併記

*2003年2月25日に補給艦「ときわ」が空母キティホークに給油したが、市民団体ピースデポが入手した米海軍資料によると、当時のキティホークの任務はイラク南部監視作戦である「ザンウォッチ」と「イラクの自由作戦」のみで、対テロ戦争としての「海上阻止行動」「不朽の自由作戦」には言及なし：明らかにテロ特措法の目的外の使用が行われているということ

－海自の給油活動の実績（11月2日付神奈川新聞）

*2001年12月～2007年11月1日：計11カ国の艦船に計794回、約49万キロリットル（約220億円以上相当）を給油；総給油量の6割に当たる約29万キロリットルは、開始から03年3月までの16ヶ月間に集中（米軍がアフガニスタン本土に米空母から戦闘機を飛ばしていた時期と重なる）

*国別：アメリカ351回、パキスタン141回、フランス94回、カナダ43回、イタリア40回、イギリス33回、ドイツ29回、NZ15回、オランダ11回、スペイン10回、ギリシャ10回（8月30日現在、9月15日付中国新聞）

－米国防総省声明「『不朽の自由作戦』に日本が供給する燃料の使用について」（2007.10.18）<日本が補給した燃料の追跡について>

「日本が補給した燃料を、米国艦船に給油された時点から消費されるまで、任務ごとに追跡することは、以下の理由により複雑な作業となる。

●海上自衛隊が米国などの有志連合艦船に補給した燃料を、ほかの燃料と分けて、別のタンクに貯蔵することは行っていない。日本が補給した燃料は、その艦船の積載燃料の一部となり、ほかから補給された燃料と混ざる。

●海上自衛隊の燃料がまず別の補給艦に給油され、そこからほかの艦船に給油されることは、海軍作戦行動においては一般的であり、その場合、用途を説明する作業はさらに複雑になる。

●加えて、艦船は複数の任務に就くこともある。」

－自縛自縛の新法案：「テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施する」（第1条）ことを明記（しかも、第3条の定義により、「テロ対策海上阻止活動」及び「補給支援活動」の意味内容を限定）することで、目的外使用の余地を自ら封じ込んでおり、現行法下での目的外使用の可能性を認めた米国防総省声明との矛盾を解消することは至難（前述）

3. 福田政権と民主党の対応

(1) 福田政権の対応

－国際的評価を宣伝することによる世論操作：「国際世論」に弱い国民心理を利用する狙い

*9月27日、米英パキスタンなど11カ国（海自の給油提供国数と一致）の駐日大使らが都内で会合、各国大使らは海自の活動を「力強い貢献」と謝意表明、「日

本が今後も、この重要な貢献を継続することを希望」との声明を発表。声明は「アフガニスタンでの平和や安定、繁栄のための国際社会の努力に不可欠な給油活動に対し、日本は独自の重要な貢献を行った」とした（9月28日付しんぶん赤旗）（10月31日には野党に働きかけ）

*国連安保理への働きかけによる「正当化」演出：安保理決議1776（9月19日採択）（「NATOのリーダーシップ及びISAF及びOEFに対する多くの国々の貢献（海洋阻止を含む）に対する評価を表明」。9月22日付しんぶん赤旗によれば、9月21日の日本記者クラブ主催の討論会で、麻生氏は、「国連が期待しているという実態をぜひわかるようにしてもらいたいという話はした」と認める）

⇒新法案第1条への盛り込み

-世論調査の結果次第では衆議院での強行再採決？

*石破防衛相が10月17日に、「補給活動への賛成が50%、反対が40%、わからないというのが10%となっている。衆院での再可決は賛成50%では難しいが、60%になれば国民も納得するだろう」との認識を示し、世論調査の賛成割合が増えれば再可決もありえるとした（同日付ロイター）

*世論の動向

**朝日新聞

○テロ特措法

8月29日（延長賛成）35%→10月16日（新法賛成）28%（-7）
(延長反対) 53%→ (新法反対) 48% (-5)

○自衛隊給油活動

9月14日（継続賛成）35%→10月16日（継続賛成）39% (+4)
(継続反対) 45%→ (継続反対) 44% (-1)

**日経新聞

○テロ特措法

8月29日（延長賛成）30%
(延長反対) 53%

○自衛隊給油活動

9月27日（継続賛成）47%→10月29日（継続賛成）47%（±0）
(継続反対) 37%→ (継続反対) 35% (-2)

**産経新聞&FNN：自衛隊の給油活動継続

（賛成）8月30日：34.2%→9月28日：51.0% (+15.8)
(反対) 54.6%→ 39.7% (-14.9)

**共同通信

○テロ特措法

8月29日（延長賛成）38.6%→10月29日（新法賛成）45.0%(+6.4)
(延長反対) 48.2%→ (新法反対) 39.3%(-7.9)

○給油活動延長・再開

（賛成）9月27日：49.6%→10月29日：46.4%→11月7日：46.1%
(反対) 9月27日：39.5%→10月29日：42.9%→11月7日：43.9%

**毎日新聞（10月22日付）：給油活動継続

賛成48%、反対43%

-「大連立」茶番劇を受けた新法案の今後

*強行突破（衆議院での再議決）：今回の茶番劇で打撃を受けた民主党が首相問責決議（したがって衆議院の解散・総選挙）に訴える可能性がほぼ消滅したことによ

って可能性増大

*民主党との間の妥協点模索：10月30日及び11月2日の福田・小沢会談の流産

①訪米を控える福田としては、新法にめどをつけるなど何らかの対米「土産」がほしいところ。そのためには、手段を選ばないというファッショ的本質をさらけだして、小沢との同質性を明らかにした

②主権者不在政治がどこまで暴走するかという危険性を示したもの

③自民党及び民主党の反民主的体質を浮き彫り

④主権者・国民の政治意識・批判力が高まらないと、政治の暴走をチェックすることができないことを示したもの

*民主党内における意見の分岐の利用：今回の茶番劇によって可能性が遠のいた

(2) 民主党の対応

-特措法延長反対の理由づけ

*安保理決議の裏付けがない

(注) 国際治安部隊（ISAF）に関する安保理決議は、2003年以来、「ISAFがその授権事項の実施に当たって、不朽の自由作戦（OEF）多国籍軍と密接に協力して任務に当たることを要請する」旨の規定を設けている

(自民党新法に対する立場) 給油・給水活動は OEF に対するもので、ISAF とはまったく関係がないので、賛成に回る手がかりはないはず（ただし、今回の福田・小沢会談において、恒久法との引き換えに「手打ち」があり得ることが示された）

* (参考) 民主党「憲法提言」(抜粋)

○そもそも日本国憲法は、国連憲章とそれに基づく集団安全保障体制を前提としている。そのうえで、日本は、憲法9条を介して、一国による武力の行使を原則禁止した国連憲章の精神に照らし、徹底した平和主義を宣明している。

○多角的かつ自由闊達な憲法論議を通じて、①「自衛権」に関する曖昧かつご都合主義的な憲法解釈を認めず、国際法の枠組みに対応したより厳格な「制約された自衛権」を明確にし、②国際貢献のための枠組みをより確かなものとし、時の政府の恣意的な解釈による憲法運用に歯止めをかけて、わが国における憲法の定着に取り組んでいく。

○先の戦争が「自衛権」の名の下で遂行されたという反省の上に立って、日本国憲法に「制約された自衛権」を明確にする。すなわち、国連憲章第51条に記された「自衛権」は、国連の集団安全保障活動が作動するまでの間の、緊急避難的な活動に限定されているものである。これは、戦後わが国が培った「専守防衛」の考えに重なるものである。これにより、政府の恣意的解釈による自衛権の行使を抑制し、国際法及び憲法の下の厳格な運用を確立していく。

○憲法に何らかの形で、国連が主導する集団安全保障活動への参加を位置づけ、曖昧で恣意的な解釈を排除し、明確な規定を設ける。これにより、国際連合における正統な意志決定に基づく安全保障活動とその他の活動を明確に区分し、後者に対しては日本国民の意志としてこれに参加しないことを明確にする。こうした姿勢に基づき、現状において国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動（PKO）への参加を可能にする。それらは、その活動の範囲内においては集団安全保障活動としての武力の行使をも含むものであるが、その関与の程度については日本国が自主的に選択する。

○国連主導の集団安全保障活動への参加においても、武力の行使については強い抑制的姿勢の下に置かれるべきである。そのガイドラインについては、憲法附属法たる安全保障基本法等に明示される。

－「安保理決議の裏付けがあれば」？：国際治安部隊（ISAF）に対する「協力」の可能性

*ボン合意（2001年12月5日）附属I

「アフガニスタンの治安及び軍の部隊が完全に構成され、機能するまでには一定の時間がかかることを認識し、国連アフガニスタン討議の参加者は、国連安保理に対し、国連に委任された部隊の早期配備の権限を与えることを考慮するよう要請する。この部隊は、カブール及びその隣接地帯の安全維持を支援する。この部隊は、適当な場合には、他の都市部及びその他の地域に段階的に拡大することもあり得る。」（3項）

*安保理決議1386（2001年12月20日）

「ボン合意附属I・3項における国際治安部隊のアフガニスタンへの早期配備の権限を与えることを安保理が考慮する旨の要請及び事務総長特使のアフガニスタン当局との接触（当局側は国連の権限を受けた国際治安部隊のアフガニスタンへの配備を歓迎）に留意し」

「アフガニスタン情勢はなお国際の平和と安全に対する脅威を構成していると決定し」

「ISAFが、ボン合意で設立されたアフガニスタン暫定当局と協議しつつ、その権限を完全に行使することを確保することを決意し」

「これらの理由により、国連憲章第7章のもとで行動し」（以上前文）

「1 ボン合意附属Iに規定するように、カブール及び隣接地帯でアフガニスタン暫定当局を支援するISAFを6ヶ月間（注：その後隨時安保理決議で今日まで延長）設立することを認める。」

「2 加盟国に対して人員、設備その他の資源をISAFに対して貢献することを要請する。」

「3 ISAFに参加している加盟国がその権限を果たすためにすべての必要な措置をとることを認める。」

*妥協を模索する上での「ハードル」の高さ

**アメリカが要求しているのはISAFに対する「協力」ではなく、OEFに対する「協力」であること（对ISAF「協力」を盛り込むことは答えにならない）

**对ISAF「協力」では、アメリカが要求する給油活動は問題にならない

－小沢論文に関する評価

*小沢論文の要諦：小沢の年来の主張で、新味はない

①日本のインド洋上給油活動は、「アメリカの戦争」の後方支援：憲法が禁じる集団的自衛権の行使をほぼ無原則に認めない限り、不可能な

②個々の国が行使する自衛権と、国際社会の平和維持のための国連の活動は全く異質のもの

③日本が憲法9条に則りつつ国連の活動に積極的に参加することは、成立可能。国連の活動に積極的に参加することは、たとえ結果的に武力の行使を含むものであってもむしろ憲法の理念に合致

④政権を取って外交・安保政策を決定する立場になれば、ISAF（注：国際治安支援部隊）への参加を実現したい

⑤国連決議があっても実際に日本が参加するかしないか、どの分野にどれだけ参加するかはその時の政府が政治判断

*問題：「個々の国が行使する自衛権と、国際社会の平和維持のための国連の活動は全く異質のもので、日本が憲法9条に則りつつ国連の活動に積極的に参加することは、成立可能」とする主張が成り立つか：ISAFに関する検証

①和平プロセスを定めたボン合意（2001年12月5日）の附属I（前掲）

（趣旨）国連の軍事能力では事態に対応できることを見越して、ISAF派遣を予定し、国連安保理に「お墨付け」を与えることを促している

②国連安保理決議1386（2001年12月20日）（前掲）

(趣旨) 正規の警察（国連の集団的措置）では無法状態のアフガニスタンの治安を取り締まる能力はないので、暴力団（NATO 主体の ISAF）に取り締まりを白紙委任するということ
このことがどういうことを意味するかということを身近な例で考えれば、「国際社会のいうことを聞かない無法者」の北朝鮮をやっつけるためにアメリカと日本が軍事行動を起こそうとするとき、その任に堪えない国連（安保理）に日米軍事同盟に基づいて組織される米日主体の軍隊に白紙委任の安保理決議を出させる、ということ（国際社会の名の下で大国間の足並みがそろうと、安保理決議をでっち上げさえすれば何でもできるということ）

II 戦争する国にしないために

1. テロリズムと国際的取り組みのあり方：戦争と平和という視点から

(1) 問われるべき問題

- 「テロリズムに対して何もしないという選択はありえない」ことはそのとおりだが、「だからいかなる対米協力も正当化される」という結論になるはずがない
- テロリズムに対して戦争という対抗手段は問題解決を導くのか
- そもそもテロリズムとは何か
- テロリズムに対抗する上での最も意味ある手段・対策は何か

(2) テロリズムの本質

- 「テロリズム」概念の曖昧さ

* 国際政治におけるテロリズムをめぐる現実

- パレスチナ解放機構（PLO）は、かつて米欧諸国から国際テロ組織と見なされ、徹底的な弾圧の対象として扱われた。
- 国連のアナン事務総長も、（2001年）一〇月一日の総会演説で、「もっとも困難な問題のいくつかは、テロリズムの定義にかかるものだ」と述べている。
- 虐げられた人々が、ほかに手段がないまま、暴力で権力を立ち向かうとき、権力を握る側は、往々にして彼らをテロリストと決めつけ、彼らの暴力を「許されないもの」として弾圧する。その段階では、国際社会は国内問題として介入しない（内政不干渉原則）。結果的には、権力側がテロリストと断定したものは、国際的にもそう扱われる傾向が強い。
- しかし、抵抗運動が権力側と対抗するだけの力を蓄え、一定の地域及び住民に対して実効的な支配を及ぼす勢力となるとき、国際社会はその存在を認め（交戦団体）、権力側に対しては、それを交渉相手として問題解決を図ることを求めることがあるケースが多い。現在の PLO はまさにそのケースだ。

- 独裁的な権力が住民を無差別に殺戮するとき、国家テロリズムとして国際的に非難することがある。現実にたとえば、イスラエルがパレスチナ住民に対して行ってきた暴力は、アラブ諸国からは、国家テロリズムとして非難される。

- 以上から強調したいことは、テロリズムという言葉は、これまでの国際政治の場においては、政治的に中立な意味合いで使われるものではなかった、ということ。一方の立場に立つものからする他方の立場に立つものに対する非難、という意味合いが込められてきた。そうである限り、ある立場及びその責任者をテロリズム及びテロリストという言葉で性格づける際に、そのこと自体によってこれに対立する立場に立つことになる。

* 受けいれられるべき定義

- 「いかなる同情・理解するべき動機、背景の有無にかかわらず、絶対に許されてはならな

い無辜の市民を犠牲に巻き込む非人道的暴力」と定義することは可能。その場合には、権力に抵抗するケースも、権力が行うケースもともに含まれる。かかる定義の試みに最も強硬に反対するのはアメリカとイスラエル

一 犯罪としての「テロリズム」

①すべての「犯罪」と同様、「法と正義」を実現しなければならないこと

(参考) 1988年のパンナム機爆破事件に対する国際的取り組み

②再発の可能性ができる限り防止するための取り組みが必要であること

(参考) 国内で犯罪が起きた場合の対応：予防措置・再発防止措置の重要性

一 ブッシュ政権の「戦争」としての扱い方をどう見るか？

①事件の政治的本質：米欧の対中東政策に対する絶望的異議申し立て

⇒「戦争」という位置づけの根本的誤り

(参考) 「戦争で平和実現は困難 英外相“ブレア外交と決別”」(しんぶん赤旗 07. 09. 28)

「ミリバンド外相は、1997年にブレア政権が誕生して以来の労働党政権の外交について、多数のイスラム教徒の間で、彼らを支配しようとしているのではないかとの懸念がでていることを例に挙げ、「立ち止まって考えなければならない」と指摘。その上で、「私たちは戦争に勝利してきたが、平和を勝ち取ることは困難だった。軍事的な勝利はあっても、軍事的な“解決”はありえないというのが教訓だ」と述べ、テロ対策や平和実現の名の下でブレア政権下進められた戦争政策に疑問を呈しました。」

②事件の経済的本質：なぜテロリストたちがイスラム諸国の大衆的支持を集めのか

(参考) ウォルフェンゾン世界銀行総裁（当時）発言

(3) 取り組みのあり方 (2001年12月16日に記した拙稿抜粋)

一 アメリカの1国主義の危険性を見極めること

① アメリカの暴走

* 9.11事件が国際犯罪であることは国際的に確立

* 犯罪事件である以上、法律に基づいて対処しなければならない

* ブッシュ政権は、軍事報復を正当化するため、むりやり「戦争」と規定

* 国連安保理は、本来アメリカを制止るべき立場にあったが、逆にアメリカの主張を正当化する決議を採択し、アメリカの暴走を認めた。

* これによって、世界は「法による支配」を実現する機会をうばわれ、アメリカによる力の支配を許してしまった。

② 二重基準の横行

* ブッシュ政権は、9.11事件を文明・人権・民主主義に対する挑戦と性格づけながら、野蛮さわまる報復戦争によって、文明・人権・民主主義を踏みにじる行動を重ねた。

* 戦争遂行のためとなれば、反人権・反民主主義の政権（パキスタン、中央アジア諸国）・勢力（北部同盟）をも公然と利用した。

③ 国際法無視

* 内政干渉禁止は国際法の大原則。アフガニスタンに対する軍事行動は、およそ許されない

* ブッシュ政権は、「テロリストをかくまうものもテロリスト」と決めつけること（それは「殺人犯をかくまうものも殺人犯」というに等しい）により、自らの行動を正当化

* ブッシュ政権はさらに、大量破壊兵器を開発するものも同罪、という乱暴をきわめる主張で、イラク、北朝鮮以下の目障りな存在をすべて軍事行動の対象にする可能性をちらつかせている。

－国際的課題

- ①テロを犯罪として扱うことを確立すること
- ②正確な情勢認識の確立

*世界はいま、きわめて危険な情勢を迎えている

*アメリカの暴走を許すならば、国際関係の諸原則（主権国家の対等平等、主権尊重、内政不干渉、武力不行使）は崩れ去る

*二重基準が横行し、国際法無視がまかり通れば、安定した国際関係は望むべくもなくなる

③最重要課題

*アメリカの世界覇権確立をなんとしてでも阻止すること

*アメリカを押さえ込む強力な国際世論づくり

－日本の役割：テロを生み出す土壤を根絶する取り組み

①アメリカの暴走・二重基準を許さない

②貧困問題への本格的取り組み

*平和憲法をもつ大国・日本は、良識ある国際世論の先頭に立つ大きな可能性をもつ

*日本がアメリカ中心主義を批判する立場を明確にすれば、国際世論は必ずそれに呼応する

*いま私たちが実現しなければならないことは、そういう日本をつくること

*それは、私たちが日本政治の主人公になり、保守政治に導くことによって可能

2. 国際社会のあり方と日本国憲法に基づく外交の基軸

(1) 国際社会のあり方を考える基本的視点

(イ) 国際関係を規定する原則として人権・民主主義を中心に据えるのか据えないのか

－人類の普遍的価値として確立した人権・民主主義

*民主主義と全体主義との対決に最終的終止符を打った第二次世界大戦

**「人間の尊厳」がすべての判断基準として据えられたこと

**民主主義：人民の人民による人民のための政治（リンカーン）

**国家観：「国家を個人の上に置く」国家観から「個人を国家の上に置く」國家観へ

*国際民主主義

**国家単位で基本的に承認された人権・民主主義を国際規模で実現すること

**国際民主主義の実現：21世紀の人類史的課題

*（参考）人類の歴史的歩みに弓を引こうとする日本の保守政治

－国際民主主義の2つの含意

*国家関係の民主化

**21世紀の国際社会は引き続き国家を基本的構成員とすること

**国家関係の民主化の諸原則を規定した国連憲章

○独立国家の主権尊重

○国家関係の対等平等

○内政不干渉

○問題の平和的解決

○武力不行使

*人権・民主主義の国際的普遍化

**意味：人権の国際的保障

**課題：国家を基本単位とする国際社会における人権保障をどう担保するか

－人権・民主主義の国際的普遍化の課題と国家との関係

*人権・民主主義の価値としての普遍性と各国家において実現するにあたって

歴史・文化・経済発展段階等を考慮する必要性

**人権の多義性

**人権実現における歴史的段階性

*国家関係の民主化と人権・民主主義の国際的普遍化との間に起こりうる矛盾について

**民族自決と国家主権

**「人道に対する罪」に対する国際的対応

**内政不干渉原則対「人道的介入」

-国際民主主義と新自由主義との関係

*新自由主義(市場至上主義)とは両立しない民主主義

**人間の尊厳を承認する立場からはすべてを市場に委ねる思想は生まれない

**格差拡大を引き起こす新自由主義

*人権・民主主義の下で市場を活用する視点を確立する必要性

(ロ) いかなる平和観に基づく国際秩序を展望するのか

-「力による」平和観(権力政治)に固執するのか、それとも「力によらない」平和観(脱権力政治)に立つのか

*国際関係をいまだに支配する「力による」平和観(権力政治)

**国家を基本単位とする国際社会における国家の論理(国益)の支配

**国家の上に立つ統治機構がない国際社会の現実

*国内政治と国際政治を切り離して考える「力による」平和観の根本的矛盾

**国際民主主義とは両立しない「力による」平和観(権力政治)

**国際民主主義を展望する限り、「力によらない」平和観に行きつかざるを得ないこと

**国際民主主義の実現は人類史的課題:「力によらない」平和観こそ21世紀の国際関係のあり方を示すものであること

-国連憲章と日本国憲法(第9条)との関係をどう位置づけるか

*原爆投下前につくられた国連憲章と原爆投下後につくられた日本国憲法

(参考) 国連総会第1号決議(1946年1月24日):総会のもとに設立された委員会が原子兵器の廃絶に関する提案を行うことを掲げる

*恒久平和の実現を目指す点での同質性と現実に起こりうる紛争に対して武力行使の可能性を残すか否かにおける違い

**侵略者・日本と被侵略者・連合国との違いに由来する平和観の差異

**国連憲章の立場に対する正確な理解・認識の必要性:国際的警察機能の客観的必要と現実の安保理による恣意的運用に対する批判とを区別すること

**国際的警察機能を承認することとその機能に日本が参加するか否かの問題を区別すること

(2) 日本国憲法の先駆性・今日的説得力

-徹底した「力によらない」平和観

*侵略戦争を二度と繰り返さない自縛の国際的誓約:国際的信頼回復への決意

*「核時代」における戦争が人類を絶滅に追い込む危険性をもつに至ったことに対する徹底した洞察

*国際民主主義の実現という人類史的課題に向けた先頭に立つ日本国憲法

-人権・民主主義へのコミットメント

*侵略戦争を生み出した全体主義との決別

*人権・民主主義と両立しない「国家を個人の上に置く」国家観の根本的否定

3. 私たちは何をするべきか

(1) 現実味を増す改憲の危機：求められる冷静な対応

－国民投票法の成立

－不確実な要因

*国会の発議の要件：最大の問題は、国会が発議するには改憲派が国会の2/3以上の多数を占めなければならない、という憲法上の要件をどのようにクリアするか（改憲派の大連合または改憲派主導の政界再編が行われるかどうか）

*7月の参議院選挙結果：改憲反対勢力（現在国会に議席を持っている政党で言えば、共産党と社民党）が伸びなかつたが、自民党大敗・民主党大勝（参議院で与野党逆転）で、自民党の押せ押せムードには一定の歯止め

*「加憲」を言う公明党の最終的去就は？

－決して暗くない私たちの前途

*「9条の会」の着実な成長：2004年に作られた「9条の会」は、全国で6733(10月19日付中国新聞。2006年6月の第1回交流集会以来)+1559。11月24日に第2回交流集会（中曾根元首相は、9条の会に対抗する国民的な運動を、という認識を示した）

*力づけられるメディアによる世論調査の結果

**読売新聞の世論調査：憲法「改正」賛成の数字は、2006年の55.5%から2007年には46.2%と9ポイントも落ち込み（落ち込みの流れは、2004年の賛成約65%をピークにして、その後3年間の調査では一貫）。3年間で約20%も改憲賛成が減ったということ。「改正」反対の数字は、2006年の32.2%から2007年には39.1%と約7ポイント増

**朝日新聞の世論調査：第9条の改正について、賛成は去年の42%から今年は33%に-9ポイント。反対は、42%から49%へと+7ポイント

(2) 私たちは何をするべきか

－主要課題

*国民の過半数を改憲「ノー」に結集することに全力を注ぐこと

**国民投票法の欠陥（「過半数」のもとになるのは何かが決まっていない；国民投票を有効とする最低投票率を定めていない）に左右されない（どんな事態でも改憲「ノー」派が多数を占める）状況をつくり出す

**「自衛隊・日米安保に賛成だが、9条改憲には反対」の人たちとも手を結ぶ

**「新しい人権は必要だから改憲賛成」の人たちには、改憲勢力が目指す国家（「国家を個人の上におく」国家）にされてしまったら、せっかく書いた規定も無意味になること、日本国憲法（「個人を国家の上におく」国家）のもとでこそ、「新しい人権」が認められてきたことを理解し、改憲阻止の必要性を分かつてもらう

*国民規模の一大覚醒・一大奮起を促す粘り強い運動を進めること

**「個人を国家の上におく」国家観を体現し、「力によらない」平和観に立脚する日本国憲法こそ、21世紀の日本そして国際社会の進むべき進路を代表していることについての確信を持つ

**「量的な変化を積み重ねていくことによってのみ、質的な変化をもたらすことができる」

**「諦めたらおしまい」

- *マスコミが注目せざるを得ないエネルギーを作り出すこと
 - **9条の会の全国的広がりにマスコミの姿勢が変化しつつある兆し
 - **すでに改憲勢力は、9条の会の広がりに警戒を露わにしている
- 改憲阻止の訴えのポイント
- *「9条を変えさせない」ことを、誰もがうなづく切り口で語りかけること
 - **「戦争しない国」に徹することに賛成ではないのか（「戦争する国」に変えてしまっていいのか）
 - **アメリカの言うなりの国になってしまったら、日本はどうなってしまうか（世界各地でアメリカがやる戦争に加担することなど、本気で考えられるか）
 - **日本がらみの戦争（朝鮮半島、台湾海峡）はすべて核戦争に発展してしまう危険性がある（広島・長崎を繰り返さないためには、戦争そのものに反対するしかない）
 - *人間の尊厳を何よりも大切にする「国家のあり方を変えさせない」ことが大切であることを分かつてもらうこと
 - **戦前のような国のあり方が復活することを受け入れられるか
 - **今の憲法だからこそ、私たちの人間の尊厳（人権・民主）が保障されている（「国益」「國家の安全」が人権の上におかれてしまったら、「新しい人権」が定められても、何の意味もない）
- 改憲反対の政党の結束を働きかける必要：憲法改悪を阻止する潜在的な国民的エネルギーを結集するためには、改憲反対のすべての政党が小異を残して大道に就かなければ、展望は出てこない
- *第一線における各政党の党員・支持者の間の溝の深さ、歴史的に積み重なってきた相互不信の根強さを克服するために働きかけることが急務
 - *改憲反対の政党が手を結ぶことができなければ、国民に対する政治的責任はきわめて重い